

## ブランク作業における安全対策検討会開催要綱

## 1 目的

ビルのガラス清掃作業等では、ビルの上からロープを吊るし、そのロープを伝って降りながら作業を行う、いわゆる「ブランク作業」が行われることが多いが、このブランク作業において、ロープの結び目がほどける、ロープが切れる等により墜落した死亡災害が平成19年から平成24年の6年間で計11件発生している。

労働安全衛生法令では、墜落による労働者の危険を防止する措置として、高さ2メートル以上の箇所で作業を行う場合には、足場を組み立てる等の方法により作業床を設けることが事業者には義務付けられている。作業床の設置が困難なときには労働者に安全帯を使用させる等、代替の墜落防止措置も認められているが、これは、作業床の設置が困難な場合の代替措置としてのものであり、ビルのガラス清掃作業も含め、高所作業の墜落防止措置はあくまでも作業床の設置によることが原則である。

しかしながら、ゴンドラや足場等、作業床の設置が困難な場合における高所作業では、ブランク作業を採用せざるを得ない現状にある。

このような状況を踏まえ、本検討会においては、作業床を設置できない場合において行われるブランク作業における安全対策、とりわけ、墜落災害を防止するための対策について技術的な検討を行うとともに、当該安全対策を実効あるものとするため、ブランク作業を行う労働者に対する安全教育の内容等についても併せて検討を行い、報告書に取りまとめることを目的とする。

## 2 検討事項

ブランク作業における安全対策を進めるのに当たり必要な以下の事項について検討する。

- (1) ロープ等ブランク作業で使用する用具（十分な強度確保、点検の実施、作業時におけるロープの養生等）
- (2) メインロープ、親綱の締結場所（複数の吊り元の確保、十分な強度確保等）
- (3) 安全帯、保護帽（ハーネス型安全帯の使用、保護帽の着用）
- (4) 用具等の落下による危険の防止
- (5) ブランク作業を行う労働者に対する安全教育の内容
- (6) その他

## 3 参集者

以下のとおりとする。（50音順、敬称略）

- (1) 石原成昭（清水建設株式会社 土木事業本部 土木東京支店 安全環境部長）
- (2) 清水 尚憲（独立行政法人 労働安全衛生総合研究所 機械システム安全研究グループ 上席研究員）
- (3) 杉本 旭（明治大学 理工学部 機械工学科 教授）
- (4) 中西 勲（公益社団法人日本保安用品協会 技術主管）
- (5) 西田 收（全国ガラス外装クリーニング協会連合会 会長）
- (6) 山田 忠彦（（公社）全国ビルメンテナンス協会 理事）

#### 4 その他

- (1) 本検討会は、厚生労働省労働基準局安全衛生部長が参集を求める。
- (2) 本検討会には座長を置き、座長は検討会の議事を整理する。
- (3) 本検討会は、必要に応じ参集者以外の者に出席を求め、意見を徴することができる。
- (4) 本検討会は公開とする。ただし、特定の企業のノウハウ等に係る事案等を取り扱う際には非公開とすることができる。
- (5) 本検討会の庶務は、厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課において行う。